

仕 様 書

1 件 名

空気呼吸器用ボンベの購入

2 納入期限

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

3 納入場所

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地

草加八潮消防組合八潮消防署

4 規 格

(1) 4.7Lボンベ

| | |
|---------------|----------------------------------|
| ア 材 質 | カーボン繊維製FRP-アルミニウム合金製 |
| イ 内 容 量 | 4.7L |
| ウ 携 行 空 気 量 | 1,270L |
| エ 使 用 時 間 | 標準使用時間 32分以上 |
| オ 質 量 | 容器単体 2.7kg以下 |
| カ 寸 法 | 外径 138mm以下 長さ 463mm以下 |
| キ 最高充てん圧力 | 29.4MPa |
| ク 耐 圧 試 験 圧 力 | 49.0MPa |
| ケ バ ル ブ | 150°バルブ |
| コ 圧 力 指 示 計 | そく止弁に圧力指示計を内蔵 |
| サ ボンベカバー | 上下カバー付 |
| シ 所 有 記 号 | 所有記号（F307）の打刻はシール記号貼付とする。 |
| ス 製 造 時 期 | 令和2年8月製造を4本、10月製造を3本、11月製造を6とする。 |

なお、製造状況によって上記の納入が難しい場合は、担当者と議すること。

(2) 9.0Lボンベ

| | |
|-------------|-----------------------|
| ア 材 質 | カーボン繊維製FRP-アルミニウム合金製 |
| イ 内 容 量 | 9.0L |
| ウ 携 行 空 気 量 | 2,430L |
| エ 使 用 時 間 | 標準使用時間 60分以上 |
| オ 質 量 | 容器単体 4.5kg以下 |
| カ 寸 法 | 外径 173mm以下 長さ 547mm以下 |
| キ 最高充てん圧力 | 29.4MPa |

| | |
|---------------|--|
| ク 耐 圧 試 験 圧 力 | 49.0MPa |
| ケ バ ル ブ | 150°バルブ |
| コ 圧 力 指 示 計 | そく止弁に圧力指示計を内蔵 |
| サ ボ ン ベ カ バ ー | 上下カバー付 |
| シ 所 有 記 号 | 所有記号（F307）の打刻はシール記号貼付とする。 |
| ス 製 造 時 期 | 令和2年8月製造を4本とする。 なお、製造状況によって上記の納入が難しい場合は、担当者と協議すること。 |

5 参考品

上記は製品の必要最低限の規格等を記載したものであり、エア・ウォーター防災株式会社製530CⅢAZ型又は930CⅡAZ型と同等品以上のものとする。

6 発注数量

| | | | |
|----------|-----|------------|------------|
| 4. 7Lポンベ | 13本 | (草加消防署 6本) | (八潮消防署 7本) |
| 9. 0Lポンベ | 4本 | (草加消防署 4本) | |

7 支払方法

業務完了払（納入確認後一括払）

8 検 収

- (1) 納入は、発注者（草加八潮消防組合八潮消防署職員）及び受注者双方の立ち会いのもとに検収を行い、合格をもって納入とする。
- (2) 納入するために必要な経費は、受注者負担とする。
- (3) 検収場所は、埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地、草加八潮消防組合八潮消防署とする。

9 許可及び証明書

- (1) 受注者は、県知事の高圧ガス販売関係の届出をしていること。
- (2) 納入される品目にあつては、品質を証するため検収時にメーカーが発行する証明書等を担当者に提出すること。

10 その他

- (1) 業務完了後は速やかに業務完了報告書を提出すること。
- (2) 請求書の提出は草加消防署分、八潮消防署分に分けて提出すること。

- (3) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当者と協議して指示を受けるものとする。
- (4) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）である場合は、発注者は受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (7) 前述(6)の契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- (8) 契約不適合のある場合、発注者は相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- (9) 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。
- (10) 受注者が契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に対し通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。
- (11) 購入本数を超えない範囲で、廃棄する空気呼吸器用ポンペを無償で引き取ること。

11 同等品規格確認票

仕様書記載規格の同等品以上で積算する場合は、入札前に草加八潮消防組合八潮消防署救助係へカタログ等を提示して必ず説明を行い、別紙同等品規格確認票に確認印を得た上で入札に臨むこと。

12 問合せ先

草加八潮消防組合八潮消防署消防第2課救助係

TEL 048(998)0119

FAX 048(997)8519